

お客様各位

2020年08月20日

マリーンスター株式会社

インド税関通達に関して(Sea Cargo Manifest and Transshipment Regulation:SCMT)更新

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、私どもマリーンスターに格別のご愛顧を賜り、誠にありがとうございます。

2019年11月20日付けでご案内させていただきました“インド税関通達に関して“の内容を更新致しました。既にご提供をお願いしている情報に変更はございませんので、引き続きお協力賜りますようお願い申し上げます。

今後ともより一層のサービス向上に努めて参りますので、変わらぬご愛顧のほどよろしくお願い申し上げます。

敬具

(記)

適用開始日 : 即日 (猶予期間は2020年9月30日まで)

\*厳格化が2020年10月01日に延期されました。

対象貨物 : インド向け、インド経由貨物

B/L 記載事項 : 1) IEC (Import & Export Code)輸入者様の輸出入業務コード/従来通り  
2) GSTIN (Goods and Services TAX Identification Number)/従来通り  
3) E-mail address (輸入者様が船社・税関とのやり取りに使用しているもの)従来通り  
4) PAN (Permanent Account Number) Consignee/Notify Party の納税者番号 10桁  
5) HS CODE (全品目の6桁のHS CODE)  
6) INVOICE VALUE の記載が必要との情報もございますが、実際の運用につきましては確認が取れ次第、ご連絡させていただきます。

上記記載に不備が認められた場合は、現地での貨物引き取りに支障が生じ、またそれに伴う費用やペナルティ(～INR200,000)が課徴される可能性がございますので、ご留意くださいますようお願い致します。

FCL 貨物に関しましては、利用船社の規則に準じます。

以上